

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、物品以外の開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 事業用資産

土地・建物……………再調達原価

工作物・立木竹・船舶・浮標等……………取得原価

イ インフラ資産

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………備忘価格 1 円

（2）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

工作物 2年～80年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

なお、当県では所有権移転外ファイナンス・リース取引については全て通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（3）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

市場価格のないもの……………出資金額

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金及び貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

上記以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（佐賀県資金管理方針に基づく資金運用により生じた預貯金をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、佐賀県財務規則第144条に規定する重要物品に該当するものを資産として計上しています。

ソフトウェアについては、研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・製作費のうち、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

資金収支計算書における資金の範囲の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
農業経営負担軽減支援資金利子補給に係るもの	98百万円			98百万円
畜産特別資金利子補給に係るもの	1百万円			1百万円
（公財）佐賀県地域産業支援センター		153百万円		153百万円
（公財）佐賀県農業公社		66百万円		66百万円
（一財）嘉瀬川水辺環境整備センター		1百万円		1百万円
佐賀県信用保証協会		337百万円		337百万円
佐賀県道路公社			3,525百万円	3,525百万円
佐賀県土地開発公社			200百万円	200百万円
計	99百万円	557百万円	3,725百万円	4,381百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 佐賀地裁平成 25 年（ワ）第 179 号 損害賠償請求事件 1 百万円
- ② 佐賀地裁平成 30 年（ワ）第 230 号 損害賠償請求事件 3 3 百万円
- ③ 佐賀地裁平成 30 年（ワ）第 35283 号 損害賠償請求事件 5 百万円
- ④ 佐賀地裁令和元年（ワ）第 168 号 損害賠償請求事件 2 百万円
- ⑤ 佐賀地裁令和元年（ワ）第 180 号 損害賠償請求事件 6 百万円
- ⑥ 福岡高裁令和元年（ネ）第 740 号 損害賠償請求控訴事件 2 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、佐賀県災害救助基金特別会計、佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計、佐賀県就農支援資金特別会計、佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計、佐賀県財政調整積立金特別会計、佐賀県証紙特別会計、佐賀県土地取得特別会計、佐賀県林業改善資金特別会計、佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計、佐賀県公債管理特別会計、佐賀県育英資金特別会計、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計

- ② 一般会計等と普通会計はほぼ同様の範囲ですが、一般会計等はいわゆる想定企業会計（病院事業）に係る会計を控除していません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
実質赤字比率 ー％
連結実質赤字比率 ー％
実質公債費比率 9. 4％
将来負担比率 1 1 1. 6％
- ⑦ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 9 9 百万円
- ⑧ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3 4, 1 3 7 百万円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項
該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産
事業用資産土地 1 0, 9 0 6 百万円
- ② 減債基金に係る積立不足額 該当なし
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4 2 2, 8 0 8 百万円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
標準財政規模 2 5 6, 8 1 2 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 45,070百万円

将来負担額 808,542百万円

充当可能基金額 55,656百万円

特定財源見込額 13,892百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 502,537百万円

- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
178百万円

- ⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 指定区間外の国道

土地 70,530百万円

工作物 335,075百万円（減価償却累計額 351,379百万円）

イ 指定区間の一級河川等

土地 64,898百万円

工作物 237,920百万円（減価償却累計額 263,474百万円）

ウ その他（有形固定資産）

土地 7,232百万円

工作物 51,891百万円（減価償却累計額 53,717百万円）

- ⑦ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

貸借対照表に計上されている評価額 305,050百万円

本県では取得価額及び再調達原価によって評価を行っています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 9,007百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	447,334百万円	438,662百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	103,558百万円	103,558百万円
一般会計等内の繰入繰出相殺に伴う差額	△67,050百万円	△67,050百万円
歳入に「繰越金」が含まれている事による差額	△9,471百万円	0百万円
資金収支計算書	472,227百万円	470,688百万円

資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、一般会計の歳入歳出決算書にお

ける歳入・歳出と資金収支計算書の収入・支出は一部の特別会計（佐賀県災害救助基金特別会計、佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計、佐賀県就農支援資金特別会計、佐賀県小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計、佐賀県財政調整積立金特別会計、佐賀県証紙特別会計、佐賀県土地取得特別会計、佐賀県林業改善資金特別会計、佐賀県沿岸漁業改善資金特別会計、佐賀県公債管理特別会計、佐賀県育英資金特別会計及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計の12特別会計）の分だけ相違します。

また、「一般会計等」の構成単位となる会計間における資金収支については相殺しているため、各会計の歳入歳出決算書における歳入・歳出の合計と資金収支計算書の収入・支出の合計とはその分だけ相違します。

加えて、各会計の歳入歳出決算書における歳入には、ストック情報である前年度からの繰越金が含まれているため、その分だけ資金収支計算書の収入と相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 $\Delta 2,327$ 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 26,783 百万円

未収債権額の増加（減少） $\Delta 152$ 百万円

未払債務額の増加（減少） 1,088 百万円

減価償却費 $\Delta 42,724$ 百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） $\Delta 373$ 百万円

退職手当引当金繰入額（増減額） 8,802 百万円

損失補償等引当金繰入額（増減額） 209 百万円

投資損失引当金繰入額（増減額） 5 百万円

徴収不能引当金繰入額（増減額） $\Delta 2$ 百万円

資産除売却益 452 百万円

その他 $\Delta 254$ 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 $\Delta 8,493$ 百万円

④ 一時借入金

当年度において一時借入金は発生していません。

なお、一時借入金の限度額は90,000百万円です。

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

平成29年度筑後川下流地区国営かんがい排水事業負担金の債務負担行為の新たな設定限度額196百万円